

業務委託仕様書

1 件名

令和6年度 学生のIT技術向上による進出IT企業等への就職意欲促進事業
運営業務委託

2 目的

本市へ進出したIT企業等（以下、「進出IT企業等」という。）は、主に首都圏でのIT人材不足を背景として地方での人材獲得を目的に本市へ進出しているが、BtoB企業が多く、業界内の知名度は高いものの、学生への認知度が低いといった課題を抱えている。

また、学生側についても、地元での就職を希望しながらも、地元企業との出会いやマッチングの機会を持たず、卒業後は市外へ就職するという現状がある。

そこで、市内外から学生を募り、IT技術の向上を図るプログラムを実施することで、進出IT企業等との接点創出を図るとともに、学生の本市への就業意欲を促進させるもの。

また、本取組を、首都圏等企業の本市進出のインセンティブとし、さらなる企業誘致に繋げるもの。

3 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたって、業務の目的等を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の進捗について、発注者に定期的に報告すること。
- (5) 受託者は、事前に発注者の書面による承諾を得た場合、本委託業務の実施にあたって一部の業務を受託者の責任において再委託先に委託することができる。
- (6) 本事業の実施に伴って生じた苦情、トラブル等については、責任をもって対応すること。

4 業務内容

(1) プログラム内容の企画・運営（集客・選抜・進行管理・サポート等全般）

学生のIT技術の向上を図るとともに、進出IT企業等との接点を創出できるプログラムを企画し、運営全般を実施するもの。

① プログラム内容の企画

本事業の目的を踏まえ、学生が参加したくなるような特別感のある、また本事業のブランディングにもつながるプログラムのコンセプト及び具体的な内容を提案すること。

なお、提案にあたっては、下記の要素を加味すること。

- ・ 課題解決型のアウトプットの機会を設けること。
- ・ チームで取り組む機会を設けること。

② プログラムの運営（集客・選抜・進行管理・サポート等全般）

①のプログラムを運営するにあたり、集客・選抜・進行管理・サポート等全般を実施すること。企画提案書には、下記ア～ソについて記載すること。

ア) 開催方法

オフライン・オンライン・ハイブリッドいずれでも構わない。オフライン・ハイブリッド開催の場合、想定される開催場所を具体的に提案すること。

イ) 実施時期・スケジュール

教育機関の試験やインターンシップ、その他就活系イベント等の開催時期と極力バッティングすることがなく、また本事業の目的を効果的に、かつ実現可能である実施時期・スケジュールを提案すること。

ウ) 対象とする学生

大学院生、大学生、高専生、専門学生など（市内外問わない）

エ) 募集人数

募集人数について提案すること。

オ) インセンティブ

学生の参加を想起させるようなインセンティブについて記載すること。

カ) Web ページの構築・保守運用

本事業を効果的に PR する Web ページを構築・保守運用すること。ウェブ・アクセシビリティに配慮し作成するとともに、SEO 対策にも万全の工夫を施すこと。また、広報戦略に活かせるよう、Web ページへの閲覧経路・閲覧数等の統計情報が確認できるようにしておくこと。なお、Web ページは翌年度以降も引き続き維持・更新していくことを想定しているため、委託契約終了後も、デザインやコンテンツ等を引き継げるようにしておくこと。

キ) 電子チラシデザイン

集客用に A4 サイズ両面の電子チラシをデザイン・データ納品すること。なお、校正回数に上限は設けないこと。

ク) その他集客方法

学生エンジニア等がよく使用するプラットフォームや Web・SNS 広告の活用など、多くの市内外の学生エンジニアの集客につながると見込まれる方法、ツール等について、自由に提案すること。また、教育機関や発信力のある専門家等とのコネクション等、本事業に活用できると考えられる受託者が有するネットワーク等について提案すること。

ケ) 選抜方法

選抜方法について提案すること。

コ) 参加料

学生の参加料は無料とする。プログラムにおいて、参加学生から参加料以外で徴収予定の金額がある場合は、内容及び金額規模を企画提案書に記載すること。

サ) 講師やメンター

講師やメンターとして想定される人物を提案すること。

シ) 参加学生へのフォロー

参加学生に対するメンタリング等のフォロー方法・体制、及び離脱者を防ぐ工夫等について提案すること。

ス) 進出 IT 企業等との接点創出

進出 IT 企業等と参加学生の交流が生まれるような仕組みについて、提案すること。

セ) 運営体制

プログラムの運営体制について記載すること。

ソ) その他必要事項

上記ア～セのほか、補足事項等があれば企画提案書に記載すること。

(2) その他業務

①進出 IT 企業等との連絡調整

進出 IT 企業等との連絡調整全般を実施すること。

②アンケート

プログラム終了時や、プログラム内で実施するイベントがある場合、参加学生および進出 IT 企業等にアンケートを実施し、満足度等に関する調査を行い効果測定することで、業務改善に活かすこと。また、アンケート内容については事前に発注者と協議すること。

5 個人情報の保護に関し必要な事項

- (1) 個人情報が記されたデータ・書類等につき、漏えい、滅失、毀損、その他の事故が発生しないよう、受託者の責任において対策を講じること。
- (2) 個人情報の取扱いに従事する者に対し、取扱いに関する理解を深め、情報保護に関する意識の高揚を図るため、啓発その他必要な教育研修を行うこと。
- (3) その他、個人情報に係る取り扱いについては、「附則（情報資産の取扱い）」を遵守のうえ、業務履行にあたること。

6 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

7 業務の完了

本事業終了後、業務完了報告書を作成すること。

〔実績報告書の内容（例）〕

- ・参加学生のポートフォリオ
- ・参加学生と進出 IT 企業等との接点創出に関する事項
- ・参加学生及び進出 IT 企業のアンケート結果（感想、課題、成果等）
- ・今後の対応方針

8 その他

(1) 成果品の印刷物及びデータの提出

ア 印刷物 各1式

イ データ 電子文書ファイル1式

(2) 提出先

産業経済局企業立地支援課

(3) その他

- ・ 成果品に係る一切の権利は、北九州市に帰属するものとする。
- ・ 本企画提案及び業務履行に必要な経費はすべて、受託者の負担とする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、別途協議する。

附則（委託等業務情報の取扱い）

（個人情報）

第1条 個人情報は、生存、死亡に関わらず全ての個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（委託等業務情報の保持）

第2条 受注者は、北九州市情報セキュリティ基本方針で定める情報資産、個人情報、各種データ、関係資料等、業務上得た全ての情報（以下「委託等業務情報」という。）を、他に漏らしてはならない。

2 前項の定めにかかわらず、受注者は、個人情報を除く委託等業務情報のうち、法令の定めに基づき又は権限のある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができる。

（再委託等の制限）

第3条 受注者は、受託した業務を第三者に委託し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項に定める承認を受けた再委託等において、再委託等を受けた者（以下「再委託等受注者」という。）以外へ更に再委託等が繰り返されるときは、あらかじめ書面により発注者の承認を受けなければならない。

3 第1項及び第2項に定める書面は、再委託等受注者が受注者と同等の義務を発注者に対して連帯して負うことを確約するものであって、再委託等受注者の住所、氏名、再委託等を行う業務の範囲、再委託等の必要性等を記した書面、及び保護体制調書や、代表者及び委託等業務情報の適切な取り扱いに関する従事者全員の誓約書等、受注者が発注者に提出する書面と同等のものとする。

4 前項の書面は、その内容の変更を行う必要が生じた場合は、その都度作成し、あらかじめ発注者による承認を受けなければならない。

5 受注者が、受託した業務のうち、個人情報を取り扱う部分を除く軽微な部分の再委託等を行う場合には、第1項及び第2項に定める承認を省略することができる。ただし、発注者が必要と認める場合には、相手方の名称その他発注者が必要と認める事項について、受注者に報告を求めることができる。なお、軽微な部分か否かの判断は事前に発注者が行うものとする。

（目的外使用の禁止）

第4条 受注者は、委託等業務情報をこの契約の目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写・複製の禁止）

第5条 受注者は、発注者が文書により指示した場合を除き、いかなる場合においても委託等業務情報を複写又は複製してはならない。

(事故報告義務)

第6条 受注者は、業務に係る委託等業務情報の漏えい、滅失、毀損、その他の事故が発生したとき又は発生するおそれのあることを知ったときは、直ちにその内容、程度、処理した事項、その他必要事項について発注者に報告し、発注者と協議して委託業務を実施（処理）しなければならない。

(委託等業務情報保護状況の検査の実施)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等受注者の委託等業務情報の保護状況について検査を実施することができる。

(委託等業務情報の管理等)

第8条 受注者は、委託等業務情報の授受、搬送、保管及び廃棄等に係る漏えい、滅失、毀損、その他の事故が発生しないよう受注者の責任において対策を講じなければならない。

2 この契約が解除され、又は契約期間が満了したとき、あるいは業務が完了したときは、受注者は、委託等業務情報を、直ちに発注者に返却、又は復元ができないように消去あるいは廃棄しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、委託業務の実施（処理）に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、委託業務を実施（処理）するために個人情報を取得する場合は、その業務の目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

4 受注者は、委託業務に係る個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

5 受注者は、委託業務に係る個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものを、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

6 この契約が解除され、又は契約期間が満了したとき、あるいは業務が完了したときは、受注者は、委託業務に係る個人情報を、直ちに発注者に返却、又は発注者の立会いのもとに復元ができないように消去あるいは廃棄しなければならない。

7 受注者は、委託業務の従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第176条及び第180条に定める罰則の適用について周知するとともに、個人情報の漏えい防止等個人情報の保護に関し必要な事項の周知を徹底させなければならない。

(発注者の解除権)

第10条 発注者は、受注者又は再委託等受注者が附則第2条から第9条に定める事項に違反した場合は、催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者や再委託等受注者に損害を与えても、発注者は、その補償の責めを負わない。

(委託等業務情報の取扱いに関する損害賠償)

第 11 条 この業務の委託等業務情報の取扱いにより、受注者や再委託等受注者に生じた損害又は受注者や再委託等受注者が発注者若しくは第三者に及ぼした損害は、受注者及び再委託等受注者がすべて負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由によるときはこの限りでない。

2 前項の規定は、この契約の終了後においても存続するものとする。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第 12 条 発注者は、委託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合、住民に対して適正な説明を行うため、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントの公表を行うことができるものとする。

(関係法令等の遵守)

第 13 条 受注者は、個人情報保護法、北九州市情報セキュリティポリシーなどの関係法令等を遵守しなければならない。